

キリスト教における性の問題

笠 井 惠 二

人間は人間であると同時に女であるか男であるかである。男は男らしく、女は女らしく、その使命をもって生まれてきたというのが、ながい間のキリスト教の伝統的な考え方だった。しかし最近になって、フェミニズム神学者の活躍などとも相まって、性についても新しい考え方が必要とされるようになってきている。フェミニズム神学についての詳しい考察はまたの機会に譲るとして、本稿において私は、私の依って立つプロテスタント・キリスト教を代表する人々が、この女と男の問題を、どのように考えていたのかを概括してみたいと思う。まず宗教改革者ルターが、性と結婚についてどのような考えをもっていたのかを見ていこう。

一 ルター

ルターは『大教理問答書』の、十戒の第六戒「あなたは、姦淫してはならない」についての講解において、この戒めは結婚生活に向けられたものであり、それは神が結婚生活というものを、戒めによって保護し、尊重し賛美してい

るのだという。神は結婚生活が人間たちから、神聖な祝福された身分として尊敬され、重んじられることを望んでおられる。結婚生活は、神が何ものにも優先して定められたものである。人間を男と女とに分けたのは、協力し合い、生産に従事し、子どもを産み、養い、こうして神の栄光をあらわすためであった。こうして神は、結婚生活をゆたかに祝福されたのである。だから結婚生活というものは、厳肅かつ神聖な事柄なのである。邪悪と悪魔に対抗して戦うために、世に仕え、神の認識と敬虔な生活とあらゆる徳に至る助けとなるような人々が育つことは、神にとつても非常に重要なことなのである。

ルターは、結婚生活というものを、にせ聖職者たちがこれを卑しめたり、誇つたりすることなく、むしろ、これを飾りきよめている神の御言に従つてみるべきであるという。すなわちそれは皇帝、王侯、司祭などという身分よりも、はるかに勝る身分なのである。だから聖職者であろうと、世俗のわざにたざさわる者であろうと、全ての人々がこの結婚生活の中に入るべきなのである。結婚生活というものは、ある特殊な身分ではなく、普通の、しかももつとも高貴な身分であり、全キリスト者、そして全世界にあまねくいきわたるべきものである。

またルターによれば、結婚生活は尊敬すべき身分であるというだけでなく、必要な身分であり、あらゆる階級の男女が結婚生活を営むべきことは、神の厳肅な命令なのである。結婚生活を営む能力がないか、それとも高貴な賜物によつて結婚生活を営まなくても自由に貞潔を保つことのできる少数の例外の人々のいることをルターは否定しないが、それ以外の人々は、神によつて植えつけられた自然性がはたらくところにおいて、結婚生活を営むことなく貞潔を保つことは不可能である。自然の衝動のおもむくところを阻止することは非常に困難である。だから不貞を少しでも避けやすくなるように、神は結婚生活を命じ、人々がそれぞれ自分に適当な配偶者を与えられて、それに満足する

ように配慮して下さったのである。

ルターは、カトリックの聖職者たちに対して、激しい言葉をなげかけている。「結婚生活をいやしめたり、禁止して、永遠の貞潔を守るなどとうぬぼれたり、誓いをたて、その上、虚言と見せかけとで、単純な人々を欺いている教皇派の連中たる司祭、修道士、修道女たちが、どんなに神の秩序と戒めとに反逆しているかは、以上のことから明らかである。偉大な神聖にたざさわるのを口実として、結婚生活を回避しておきながら、公然と淫乱に身をゆだねて恥じることなく、あるいは、さらに忌まわしく、口にすることもはばかれるほどの醜行をひそかに演ずる者、およそ貞潔への愛と喜びとを欠くことにおいて、かようなともがらにまさる者はあるまい。……彼らの場合、たとい実際の行為は押さえられるにしても、なお心の中には不貞な情念と、よこしまな欲望が満ちみちており、永遠の情火と人知れぬ煩惱が存在するのである」⁽¹⁾。このようなことが避けられるのは、結婚生活以外にないのである。

ルターは、自分がこのように語る理由は、若い人たちが結婚生活に喜びをもち、これが神のみこころにかなう祝福された生活であることを知るのを願うからであると言う。このようにして、結婚生活が本来の面目にたちかえり、恥ずべき悪徳に伴って世間に多く見られる野蛮な生活も減少することになる。だから両親と当局は、若い人々をよく躰け、品行正しい者に育て、成人したときには神を敬い、正しい結婚生活に入るように導かなければならない。これに対して神は祝福と恵みを与えられ、人々は結婚生活から楽しみと喜びを得るようになるのである。

この戒めが要求していることは、人々が自分たちの結婚生活において、わざやことばや思いの上で貞潔な生活をするだけでなく、神から賜ったそれぞれの配偶者を心から愛して尊重すべきことである。夫婦の生活において貞潔が保たれるためには、何よりも夫と妻とが愛と和合において生活し、互いに真心と誠実をもって愛し合わねばならない。

これが行われるなら、いかなる命令がなくても、貞潔はおのずから伴ってくるのである。パウロも、夫婦が互いに愛し敬い合うべきことを勧めている（エフエソ五章二節以下）。「ここに私たちは重ねて貴重な一つのわざ、否、多くの偉大なよきわざを所有することになったのであるが、かの神の御言も戒めも抜きにして選ばれた聖職階級の生活に抗して、私たちは喜びをもつて、このわざを誇ることができるのである」。

このようにルターは、肉欲が人間をどれほど捉えるものであるかを語っているが、今日、若い人々の中にも、性欲ということに對してかなり淡泊な人々がいるわけであるが、エネルギーの溢れていた天才ルターにとつては、そのような人々がいるなどということは想像外のことだったのであろうか。因みにルターがこれを執筆したのは四十六歳のときのことであつた。

さらにルターは、「一般の牧師たちのための結婚式文」という小文において、結婚というものが、修道士や修道女と對決する、神から与えられ祝福された「身分」であるということを強調している。

「これまで修道士や修道女の叙任には、すばらしい、大きくて華美な行事がつきものであつた。ところが彼らの身分や実体は、聖書に根拠のない、神から離れた純粹に人間の創作であるが、この神聖な身分を私たちはいかに深く尊敬し、多くの荘嚴な方法で祝福し、祈り、飾り立てていることか。ところで結婚はこの世間的な身分であるが、しかしそれには神のことばがあり、修道士や修道女の身分のように人間によつて創作されたり、設立されたものではないからである。それゆえにこれは、修道院の身分よりも百倍も靈的に尊敬されるべきものであり、肉と血によるもので、一般的にはこの世間的良識と知性から工夫され設けられているものであるから、この世間的肉のものとして把握されるのが正当である」。

だから大人は、この身分を若者たちが熱心に注目し、神の戒めとして尊重するように努力すべきである。結婚は、あざ笑ったり侮辱したりすべきものではない。最初に新婦と新郎を教会に連れてくることが定められたのは、結婚がきわめて真面目なことで考えられていたからであり、それは、神の祝福と共同の祈りを願ったからなのである。そして、姦通や不信や不和などによって、悪魔が結婚生活を破壊することが毎日のように起こっているのであるから、神の祝福と人々の共同の祈りが不可欠なものなのである。

このようにルターは、人間が男と女に造られているのであるから、そのことの必然的帰結として、聖職者であると俗人であるを問わず、これに参入することは神の祝福のうちにあると主張している。次に彼の後継者というべきカルヴァンの考えをみていこう。

二 カルヴァン

カルヴァンは、人間が結婚することの理由をふたつあげる。第一に人間は神によって、ひとりであるのは望ましくなく、相応しい助け手と結び合うという定めのもとに造られた。第二に人間は、罪の呪いによって、結婚の必要性がさらに増大した。そこで神は、人間を十分に助けるために結婚ということを定め、御自身の権威によってこの結合を清め、祝福によって聖別されたのである。ここから明らかになることは、結婚以外のいかなる男女の結合も神の前においては呪われるのであり、結婚そのものは必要に応じた救済の手段であり、人間が無制限の肉欲に落ちていくことがないために定められたということである。だから、結婚による以外に男性と女性がいつしよになることは、神の呪

いを招くのである。

人間たちは自然の条件により、また墮落以後燃えあがつた肉欲によつて、妻と結び合うことを必要としているのである。だから神の特別な恵みによつてこれを免れた人でない限り、各人は自分に与えられた賜物が何であるかを考えるべきである。童貞は軽んじてはならない徳であるが、これは全ての人に与えられているものではない。だから性欲を押しえられないことに苦しむ人は、結婚という助けに身をまかせ、貞潔を守るべきである。「禁欲は神の特別な賜物であつて、誰かれなしに与えられるのではない種類に属し、教会の全員に与えられるのではなく、ただ、わずかの成員にだけしかさづけられない、ということの主は確言しておられる」⁴。

しかしカルヴァンはカトリックに対抗して、結婚は神によつて制定されたものではあるが、「聖礼典」のうちには入らないと主張する。婚姻は神が立てられた善かつ聖なる秩序であるが、それは農耕、建築、靴作り、理髪術などが神が任じた正当な職業であることと同様に聖礼典ではない。聖礼典においては、神のわざであることが求められるだけでなく、約束を固くするために神によつて立てられた外的な儀式であることが必要である。結婚にはそのようなものはない。カトリックは、結婚がキリストと教会との霊的結合の「しるし」であると主張する。しかし、この「しるし」ということばを、信仰の確かさを確立するために神から示された象徴と理解しているなら、それは正しいとは言えない。カトリックの矛盾は、この彼らの言う結婚という「聖礼典」から司祭たちを締め出していることである。もしカトリックの人々が、自分たちは司祭に聖礼典を禁じているのではなく、性交の情欲だけを禁じているのだと主張するなら、これに対してカルヴァンは、その理屈から言えば性交そのものが聖礼典の一部分となることになつてしまうと
言う。なぜなら、夫と妻は、肉的な結合によらなければ、「ひとつの肉」となることがないからである。そしてこの理

屈をすすめていけば、性交も聖礼典なのであり、それからキリスト者を締め出すことも不正なことになってしまふ。そして彼らは、聖礼典において聖霊の恵みが与えられると主張するのだから性交は聖礼典であるということになるのに、性交において聖霊が臨在することは否定するという矛盾をおかしていることになる。

次にカルヴァンが、教会での女性の役割についてどう考えていたかをみよう。カルヴァンによれば、テルトゥリアヌスは正当にも女性が教会において、語ることも、教えることも、洗礼を授けることも許さなかつた。それは女性たちが男子のつとめを侵害しないためであり、ましてや祭司的なつとめを自らのものとしなためであつた。またエピファニオスも、マルキオンが女性たちに洗礼を授ける自由を与えたことを、愚かな過ちとして非難している。エピファニオスは、人々に洗礼を授ける権限を女性に与えることに對しては例外なしに拒否した。なぜなら聖母マリアに對してさえも、洗礼を授ける権限は与えられなかつたからである。

キリストは「あなたがたは行つて、すべての国びとを教え、バプテスマを授けよ」と言われたが、それは説教者と同一人物しか洗礼の執行者とされなかつたということである。また使徒の証言によれば、教会において、アロンのごときものと呼ばれる人でなければ、この榮譽を自分のものとすることができないのだから（ヘブライ五章四節）、正當な招きによらずに洗礼を授ける者は、他人の職權を侵害することになる。パウロが、疑いながら食べる人は、確信に基づいて行動してないので罪に定められると言っているように（ローマ一四章二三節）、女性が洗礼を授けるようなことになれば、これよりもはるかに重大な罪が犯されることになる。これによつて、キリストが与えた規範が犯されることは明らかである。神の契約に依り頼むならば、神の契約の効力は、洗礼にも、その他いかなる付加物にも依存

することなく、それ自体で完全かつ十分に人々を救う力をもつのである。すなわち神の恵みの契約のあとに、聖礼典が封印のようにして付け加えられたにすぎないのである。聖礼典は、神の約束がそれ自体としては無効であるかのよう⁶に、約束の効力を保証するためのものではない。聖礼典は神の契約の恵みを人々に確認させ、さらに強く信じさせるためのものである。だから信仰者の子供たちが洗礼を受けるのは、彼らが以前には教会と無縁の者であつて、このときはじめて神の子たちになつたということではない。むしろ約束の恵みによつて、彼らはすでにキリストのからだに属していたのであるから、このとき、正式の儀式というしるしによつて教会に受け入れられるということなのである。「したがつて、神の立てたもうた秩序に尊敬を払い、主なる神が委託したもうた以外の道から聖礼典を請い求めないようにするならば、そのほうがはるかに聖なることである⁶」。そして主は、これの管理を教会に委ねられた。だから、人々が聖礼典を教会から受けることができな⁶いときにも、神の恵みは、人々が主の御言葉から、信仰によつてそれを受けることもできないほど聖礼典に固く結びついているものではないのである。

このようにカルヴァンはルターの考えをさらに徹底させ、結婚は聖礼典ではないとはつきり主張している。そして聖礼典自体も神の契約の恵みの前にはそれほど重大なものではないのである。

三 ブルンナー

さてここで、このふたりの宗教改革者の信仰遺産を二十世紀に発展させたチューリヒの神学者エーミル・ブルンナーの見解をみていこう。ブルンナーは『教義学Ⅱ』（一九四九年）において、「神は人を男と女に創造した」と「神は自

分にかたどつて人を創造した」という聖書の言葉の意味は、次のように理解されるべきだと主張する。すなわち、人間が男と女という性的両極性にあることは、神が創造した人間の本質に属しているだけでなく、人間の神似像性に属している。だから人間の神似像性は理性に求められるべきであり、関係として理解されるべき事柄なのである。

人間の責任応答性が神似像性的として理解されるならば、人間の創造の目的に合致した存在は、愛における存在として規定されている。だから、真に人間的なものは、個々の人間そのものにおいて現れるのではなく、真に人間的なものに属しているのは、「交わり」における存在である。「……人間ははじめから一人の、孤独な存在として造られたのではなく、『二人の』存在として造られたのである。たんに二人の人間としてではなく、二人の、必然的に相互に属し合っており、相互がこの目的のために創造されている存在としてである。……人間の創造は、相手ができるまでは、完成されていない。後の資料である創世記一章においては、この二重の創造がはじめから語られ、神の像に似せて造られたことに直接続いている。神は愛であり、神の本質自身に交わりが存する故に、人間は愛することができる者として、一對の人間として造られねばならない。彼は他者なしには自己の本質を実現することはできないのであり、その目指す所は、愛における交わりである」⁷。

このような言葉には、出会いの神学者としてのブルンナーの面目が躍如としている。さらにブルンナーは、人間が男女両性において造られていることと対照をなしているのは、両性具有のアンドロギノスの神話であることを指摘する。この神話が、統一を究極最高とする合理的思惟と関わっていることは、人間が両性に造られていることが交わりを欲する神と関わっていることと同様である。「交わり」か「統一」かのどちらかが最高究極的なものであり、聖書の啓示の神は「交わりの神」であり、合理的哲学の神は「統一の神」なのである。両性具有はプラトンの思惟に属する

ものであり、性的両極性はキリスト教的思惟に属するものなのである。

次に『正義——社会秩序の基本原理について——』（一九四三年）をみてみよう。ブルンナーによれば、神の創造の秩序は、被造者に各自のものを与えるばかりではなく、彼らにある秩序の中に組み入れる。創造の秩序は男子と女子にそれぞれの独自性をあたえる。人間は平等であるが、その特質と機能においては、男として、また女として異なっている。そのことはまた男と女とを、独特な組織、すなわち結婚ということによつて結びつける。結婚とは、そこにおいて男は女によつて夫となり、女は男によつて妻となり、こうして両者ともに真に人間的・人格的に結合されていく両性共同体である。だから男が男であり、女が女であることのみが創造の秩序なのではない。結婚、すなわち人格的な男女の組織そのものが創造の秩序なのである。さらに言えば、神聖なる創造秩序としてのこの結婚からしてのみの両性の相違、すなわち男が男であり、女が女であることの相違が、人格的・道徳的なものとして理解される。男をその男としての存在と機能において、また女をその女としての存在と機能において理解させるものは、結婚ということを通してのみなのである。

だから、ただ単に人間が神によつて創造されたのではなく、結婚ということもまた神の創造にかかっている。つまり結婚という組織もまた、神によつて創造されたのである。聖書によれば、結婚は創造者たる神の掟である。聖書は、結婚そのものに権利が存在することを教えている。男は女に対して要求をもち、女はそれを尊重しなければならない。同じように女も男に対して当然の権利をもっている。しかしそれだけでなく、結婚もまた、男と女に対して、それ自体の権利と要求をもつ。このように、創造にもとづくために結婚は神聖な意義をもつのであり、この秩序を勝手に変更すれば、人間生活は墮落してしまう。「また結婚は、神聖なる制度として、それ自身の神聖なる規律を有している。

結婚が近代において崩壊したことの第一の原因は、最早人がそれを神聖なる制度と見ずして、単なる人間の契約と考へ、従つて締結するのも解消するのも、またその内容を決めるのも、自由勝手であり得ると見なすに至つたからに他ならぬ³⁾」。

このブルンナーの指摘は正しいと思うが、さらに彼は男が夫として、女が妻としてもつ権利と義務は、この神聖な結婚という協同体秩序からしてのみ正しく理解されると言う。創造によつて定められた人間の相違のすべては互いに補い合うように仕組まれた相違である。そして結婚や家庭のような、すべて創造にもとづく組織は、互いに補い合うことができ、また補い合うことを必要とする個々人の上に成り立つ補完協同体にほかならない。男は女に対する男として、女は男に対する女として造られているのであるから、男と女とを結合すべき全体者としての結婚というものがなければ、男が男であり女が女であるということは、理解されない。すなわち両者が互いに異なっているという事は、この補完協同体という組織によつて、はじめて意味をもつのである。

そしてブルンナーによれば、夫と妻との相違は、家庭においては父親と母親のもつそれぞれ相異なる権利となる。「物事に対して自然な感覚をもつ人ならば、家庭の中で何が正しいことか、何が役目の取り違いかということをも、よく知っているはずである。即ち主婦がそのさいはいを振るつたり、母親が働きに出ていて、主人の方が小さい子供たちの世話をするのは正当なことではない。……これは普通の人には、ただ全く漠然とした要求を伴う自然的事実に通じないのであるが、キリスト教信仰にとつては、一つの創造秩序であり、神の創造によつて規範的に定められているところの自然の差別に他ならぬ。この協同体、たとえば家庭が、その個々の成員に対して有つている規範、即ち権利の内容は、われわれが一方において人間の人格的主体としての規定を、他方において、協同体を形成するように定めら

れている自然的性能と機能の相違とを注意するならば、いつでも必ず見出され得るはずである」⁽⁹⁾。

このようなブルンナーの言葉には、この論文が執筆されてから六十年近くが経過した今、いささか時代的制約を感じないわけにはいかない。しかし「出会いの神学」を主張した彼の男と女の関わりについての議論には、今なお聞くべき示唆にとんだ内容が満ちていると言うべきであろう。

四 モルトマン

さて、つぎに現代において活躍中のドイツのユルゲン・モルトマンの考えをみていこう。モルトマンによれば、人間は男と女として神の像に創造されている。原始キリスト教の聖霊降臨の経験は、「その後、わたしはすべての人にわが霊を注ぐ。あなたがたの息子や娘は預言し……」(使徒二章一七節以下)と記されている。終末論的に待望される霊の経験は、女性と男性とに同じようになされるのである。女性も男性も預言し、福音を宣教するだろう。ヨエル二章には、共通の霊の経験を通じて男と女に対する、老人の若者に対する、主人の僕と対する特権が廃止されることが預言されている。霊の国においては、すべての女と男が自分たちの賜物を経験し、すべての者が一緒に新しい交わりを経験するのである。現在多くの教会で求められている「新しい女性と男性の交わり」は、霊の経験の問題である。位階制度によって組織された教会の状況は、一般的に女性を男性に従属する立場においた。とくに結婚にこれを適用する神学者たちは、この新しい交わりを軽視した。ここでは、女に対して男は神によって与えられた指導的役割をもつ。男は結婚における君主であり、女は男に従属し仕えるように定められていた。しかしこれは、キリスト

教的というよりもローマ的というべき考え方である。こうして女性たちは、コンスタンティヌス帝以来、受洗した女性として受洗した男性と同じように霊の担い手であるはずなのに、職制から締め出されてしまった。宗教改革者たちも、同様の判断を下した。神がキリストの「かしら」であるように、キリストは教会の「かしら」であり、したがって男は女の「かしら」でなければならぬとエコーリント一章にもある。あたかも男が「キリスト」を、女が「教会」を代表するかのようには、彼らはキリストと教会の関係を、男と女の関係へと転用し、男と同じように女も洗礼によって霊を受け、「預言すること」を命じられ、信仰においてすでに「霊的」であるのに、このキリスト中心的解釈により女は論理的に「霊的職制」から締め出された。位階制度的教会論もキリスト中心的教会論も、経験できる霊の注ぎを考慮せず、原始キリスト教的な聖霊降臨の経験を締め出してしまった。

モルトマンは、原始キリスト教の聖霊降臨の経験から出発して、「聖霊論的教会」の理念を發展させていく。すなわち、ひとつの霊と多くの賜物があるのであり、各々の男女は自分たちの召命を通じて、それぞれ自分たちがどのようになり何であるかによってカリスマを与えられる。男であることはひとつのカリスマであり、女であることもひとつのカリスマである。そして様々のカリスマが生のため共に働くのである。ヨエル二章二八節にあるように、霊はすべての肉なる者に注がれるから、教会と文化の中でヨエルの約束の成就に対応するものは、霊によってはたらかけられている。「いつもこの成就と相いれないものは霊を失い死に至る。十九世紀と二十世紀のフェミニズム運動において、女性たちが父権制に反旗をひるがえし、強いられた沈黙を破り『預言する』時に、このことは、生かすために『すべての肉なる者に臨む』神の御霊からの霊なのである」¹⁰。

モルトマンによれば、終末論的な霊の経験は、キリスト教世界とフェミニズム運動を理解し、両者を互いに実りあ

る関係へとみちびく。フェミニズム神学は、キリスト教の歴史における女性解放の伝統を明らかにし、教会と社会における心理社会的な女性解放に働きかけ、両者の間の橋わたしをする。フェミニズム運動によってキリスト教世界は、女性のクリスマを過少評価してきたことや、抑圧が霊に反する罪であることを学ぶ。フェミニズム運動は、女性の人権だけでなく、それと共に全ての生けるものの再生が問題であることを学ぶ。そして男性たちは、これによって、生から孤立させ自己疎外させる支配の役割からはなれて社会と教会のレベルで自分たちの真の人間性、自身のクリスマ、生を促進する女性との交わりに向かって解放されていくのである。

夫人をとおしてフェミニズム神学と出合ったモルトマンは次のように語っている。「……私は世界を新しい眼で見ることを学んだ。女性たちの社会的・経済的現実を認知することは、私の政治神学を拡大してくれた。遠近の五感の再発見は、私の思考を抽象からいのちの中へ導いてくれた。フェミニズム的釈義によって、私は聖書を私と彼女の眼で読み、私の注意を引かなかつたために、どれほど多くの重要なことを単純に読んで、見落としていたかという恥辱に気づいた」¹¹。

フェミニズム神学との出会いによって、諸教会において可能となる新しいキリスト教的共同体は、女性たちにとつては当然であるが、それ以上に男性たちにとつても大きな収穫となる。この新しい人間的共同体は、全人類における、人権における新しい収穫である。モルトマンはこの新しく出発したフェミニズム神学を、父権制的伝統を男女両者で克服するところのとくに男性的解放の神学が展開されていくと言う。しかしそれには、これまでの男性の主人根性がなくならなければならない。力は公正かつ平等に分配され、男性と女性それぞれが、才能と召命を実現することができ、そのために用いられることができるなければならない。

このためにモルトマンは、聖書の伝統における「時代に限定されたもの」と「永遠なるもの」を解釈学的に区別するために、伝統の中で証言される神の語りかけの主題内容の基準に戻って行かなければならないと言う。人間そのものが地上の神の「似姿」であり、「男と女に」創造された（創世一章二七節）。この偶像禁止は人間的表象、隠喩と類比にも妥当する。神の似姿が「男性と女性」なら、像なき神は男性像と女性像と等距離であり、男性的類比への偏愛をもつことはあり得ないのである。

パウロは、神はキリストの頭であり、キリストは男の頭であり、男は女の頭であるとエペソ一三章二節で述べているが、このような女が格下げされる父権制的階層秩序は、創世記一章二六節の男女の同権をもった神の似姿に対応するものではないとモルトマンは言う。パウロがエペソ一三章二節で、男は神の姿と栄光を映す者であるのに対して、女は女の栄光を映す者にすぎないというのは、神の似姿に矛盾している。この階層秩序によってパウロ自身が、ガラテヤ三章二八節で「そこにはもはや、男も女もない。あなたがたは皆、キリスト・イエスにおいて一つだからである。あなたがたは、もしキリストのものだとするならば、とりもなおさず、アブラハムの子孫であり、約束による相続人である」と述べ、男と女の一つの洗礼と霊の賦与を語っていることと矛盾している。神の子であることは、男性と女性を平等にし自由にする。新約聖書において証言されるキリスト信仰は、旧約聖書におけるヤハウェ信仰の父権的律法と秩序に対して、似たような緊張関係にある。

すべての解放の神学と同様に、フェミニズム的解釈学も疑いの解釈学から始まる。すべてのフェミニズム的解釈学は、聖書の本文を、父権制によつて軽視されてきた女性たちへの影響という面からみていく。自由と癒しについての聖書の未来像は、女性たちに尊厳と自由のために闘う力を与える。「疑いの解釈学、解放してくれる言葉と癒してくれ

る未来像の解釈学の両者は、聖書の本文が書かれたあの父権制的・奴隷制的社会における、女性たちの苦しみの歴史への想起の解釈学において要約される。……女性たちの父権制的抑圧の歴史への想起なしに、同等の自由な女性と男性たちの新しい交わりへの希望は決してないのである」¹²。

モルトマンによれば、いまなおローマ・カトリックや東方正教会によって主張されている、女性をキリストの教会の聖職者の職位に任命することに反対する神学的な論拠は存在しない。「父なる神があらゆる権威の原像であった父権制的教会形態の後に、さらに子なる神が兄弟的信仰共同体（バルメン宣言第三項）の原像である兄弟的教会形態の後に、教会における女性と男性たちの新しい交わりの開始と共に、私たちは神の霊の信仰共同体を新しく認知することへと導かれるのである。女性たちの牧師職就任と共に始まった教会の変革と更新の過程は、神の像から実践に至るまでの教会の頭を徹底的に変えるであろう。この包括的更新の過程をキリスト教世界へ導入したことは、フェミニズム神学の関心事と功績である」¹³。

このようにモルトマンは、女性の聖職者の存在することには聖書の根拠があると主張している。ローマ・カトリック教会ではいまだにこの問題に対しては厳しい見方をしており、つい先日でも聖職者となった女性を破門し、彼女たちは別の教団に移ったということが報道されていた。そもそも最初の女性牧師となった人物はいつの時代のどこの国の女性であろうか。実は私の母親も女性の伝道者だったのであるが。

以上、ルター、カルヴァン、ブルンナー、モルトマンと四人のプロテスタント神学者の女性と男性に関する主張を概観してきたが、そこには性の問題、結婚の問題、聖職の問題など、さまざまな問題があった。目まぐるしく変化する

るこの二十一世紀の時代の中で、イスラム教の急速な発展に対抗してキリスト教が生きのびていくためには、モルトマンのように根本的に聖書に新しい解釈をほどこしていくことも必要であろうし、ローマ・カトリック教会においては、新しく第三バチカン会議を開く必要が近々、出てくるかも知れない。しかし、このような変化の中に、私はキリスト教の進歩、人間社会の発展、人類の精神的進歩をみる事ができると言ってもいいと思う。

とくに現代の科学の発達によって、同性愛や性同一性障害の人々が、異常なのではなく、少数派にすぎないのであり、そのような人々に対して、多数派の人々が、この人々を異常だとしてきたことは知識不足の偏見であつたということが次第に理解されるようになってきている。プロテスタントにおいては、性同一性障害の人で教職についている人々もいるわけであるが、これを問題にする立場の人々にとつては、この問題は女性が聖職者になることよりも大きな問題であろう。フェミニズムの問題からさらに今世紀には、これらの、セックスとジェンダーの問題が大きな宗教の課題となつていくであろう。またこれが、女も男もひつくるめて人間全体を真に解放し、また神観をさらに深めていくものであることを私は確信するが、それは今後の課題としたい。

註

- (1) 『ルター著作集』第一集8、ルター著作集委員会編、福山四郎訳、聖文舎、一九七一年、四三四ページ以下。
- (2) 同、四三六ページ。
- (3) 『ルター著作集』第一集9、ルター著作集委員会編、石井正己訳、聖文舎、一九七三年、八六ページ。
- (4) カルヴァン『キリスト教綱要』II、渡辺信夫訳、新教出版社、一九六二年、二〇二ページ。
- (5) カルヴァン『キリスト教綱要』II、渡辺信夫訳、新教出版社、一九六五年、二二九ページ。
- (6) 同、三四ページ。
- (7) Emil Brunner: Dogmatik II. Die Christliche Lehre von Schöpfung und Erlösung, Theologischer Verlag, Zürich, 1972 S.76. ノルンナー著作集第三卷『教義学』II、佐藤敏夫訳、教文館、一九九七年、七九ページ。
- (8) Emil Brunner: Gerechtigkeit — eine Lehre von den Grundgesetzen der Gesellschaftsordnung, Zwingli-Verlag, Zürich 1943 S.63.
エーミル・ブルンナー『正義——社会秩序の基本原理に ついて——』、酒枝義旗訳、三一書房、一九五二年、八二ページ。
- (9) a.a.O.S.82. 同、一〇三ページ。
- (10) Jürgen Moltmann: Der Geist des Lebens, Eine ganzheitliche Pneumatologie, 1991, Chr. Kaiser Verlag, S.253.
J・モルトマン組織神学論叢4『3のちの御霊——總体的聖靈論——』、蓮見和男・沖野政弘訳、新教出版社、一九九四年、三五六ページ。
- (11) Jürgen Moltmann: Erfahrungen theologischen Denkens — Wege und Formen christlicher Theologie, Chr.Kaiser Gutersloher Verlagshaus, 1999 S.240f.
J・モルトマン組織神学論叢6『神学的思考の諸経験——キリスト教神学の道と形——』、沖野政弘訳、新教出版社、二〇〇一年、三三五ページ。
- (12) a.a.O.S.145 同、三四八ページ。
- (13) a.a.O.S.147 同、三五〇ページ。